

岐阜市立岐北中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年1月改定
令和元年7月改定
令和2年4月改定
令和3年4月改定
令和4年4月改定
令和5年4月改定
令和6年4月改定
令和7年4月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立岐北中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校人権教育では、研究主題「葛藤と語らい 自他を大切に作る生徒の育成」のもと、1年生での「いじめを許さない学級」の学習を足掛かりに様々な人権問題を学ぶ。この「いじめを許さない学級」の学習を基盤とし、「いじめ」を「見逃さず、許さないという気持ちを持ち、解決のために行動する」よう、全校で取り組む。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものを言う。 「法」第2条

(2) いじめの理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

- ①いじめは、絶対に許されない行為である。
 - ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ②いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、生徒たちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない。
 - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当生徒に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

- ①すべての教育課程を通して、生徒が安心して生活し、自己有用感を感じられる授業づくりや集団づくりに努める。(いじめの未然防止)
- ②すべての教職員は、生徒の状況把握に努めると共に、保護者や地域の方からの情報を積極的に求める。(いじめの早期発見)
- ③得られた情報は、速やかにすべての教職員で共有すると共に、いじめ事案に対しては「学校いじめ防止等対策推進会議」を中心に速やかに組織的に対処する。(いじめの早期対応)

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【生徒たちへの4つの約束】

- ①どの子も全力で応援し、一人ひとりの居場所をつくる。
→誰も一人ぼっちにさせない。
- ②いつでもどんな相談も聞く。
→どんなことも受け止める。
- ③仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する。
→いじめはみんなで必ず止める。
- ④相談されたら、その日のうちに問題解決に向けてみんなで立ち向かう。
→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる。

(6) 保護者等の責務等

- ①保護する生徒がいじめを行うことがないように、規範意識等の指導を行うように努める。
- ②保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ①教科指導を通して、事実をみつめ、自信をもって自分の「見方・考え方・感じ方」を出し合い、仲間とともに学びを深め合う生徒を育成する
 - ・教科部会等を通して、「分かった・できた」という達成感を味わうことができる授業づくりを進める。
 - ・教科係長・教科係の活動への指導等を通して、規律ある学習集団を育成する。
- ②特別活動や学校行事等を通して、所属感や達成感を味わい、望ましい人間関係を築くことができる生徒を育成する。
- ③基本的な生活習慣や学校生活のルールを身につけた生徒を育成する。
- ④生徒会活動の充実を図る。（「いじめを見逃さない日」、「いじめ防止強化週間」の取組）

(2) 安心感を生み出す指導

- ①「岐北の生徒指導」をもとに、問題行動に対して共通理解、共通行動をできるよう職員研修を行い実践する。
- ②学級活動や日常の授業において、小集団活動も取り入れ、生徒同士が認め合える場を設定し、望ましい人間関係の形成に努める。
- ③「心のアンケート」や「いじめアンケート」などに対して、複数の教職員が目を通す「ダブルチェック体制」を構築する。
- ④「ここタン」を活用し、日常的に生徒の心理状態を把握するとともに「聞いてほしい」と訴えがあった際は、教職員が迅速に対応する。

(3) 生命や人権を大切にする指導

- ①道徳教育を通して、自らの生活をみつめ、仲間の立場になって考えて、行動しようとする生徒の育成を図る。 重点項目「思いやり」B(6)
- ②人権学習を通して、自らの生き方を問い、自他のかけがえのない存在を受けとめ合い、より高い人権意識をもって行動しようとする生徒の育成を図る。
- ③総合的な学習の時間「生き方」において、1年生の1学期に身近な人権課題として「いじめ」を取り上げて学習し、いじめのない学級・学校にしていこうとする実践的な態度を育成する。

(4) すべての教育活動を通した指導

①生徒指導の重点

- ・自己をみつめ、仲間の思いに気づき、一人ひとりを大切にする学級集団の育成を行う。
- ・互いの「見方・考え方・感じ方」を尊重し合える学習集団の育成を行う。
- ・仲間と願いを共有し、自治的に活動できる生徒会活動の充実を図る。
- ・生徒理解を中心にした教育相談活動の充実を図る。
- ・全職員による報告・連絡・相談体制の確立を図り、いじめ・不登校・問題行動の早期発見と迅速・的確・誠意ある指導・援助をする。特にいじめに対しては、「いじめ防止等対策推進会議」を中心に、未然防止や早期発見・早期対応に努める。

②学級・学年経営における生徒指導の重点

- ・生徒個々が互いの存在を受けとめあい、自他の大切さを理解し、誰もが安心して自分の力を発揮できる学級・学年づくりを進める。
 - 生徒一人ひとりが自己有用感をもてる。
 - 互いが本音で語り合える。
 - 他者を理解し、適切なコミュニケーションをとることができる。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①生徒及び保護者に対して、インターネットやSNS等の危険性や正しい利用の仕方など情報モラルについて指導する。また、その後の利用状況等について、保護者と連携をとりながら見届けていく。

(6) 学校として特に配慮が必要な生徒への組織的な対応

- ①発達障がいを含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつ生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒など、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止に取り組む。

(7) 生徒指導と生徒づかみ（心理学的側面を含む）の充実に向けた職員研修の実施

- ①具体的事例をもとにした事例研修や定期的な事案交流から教職員のスキルアップを図る。
- ②SCを中心にアンケートの分析を行い、学級担任に還元することで学級での生徒指導や生徒づかみに生かす。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

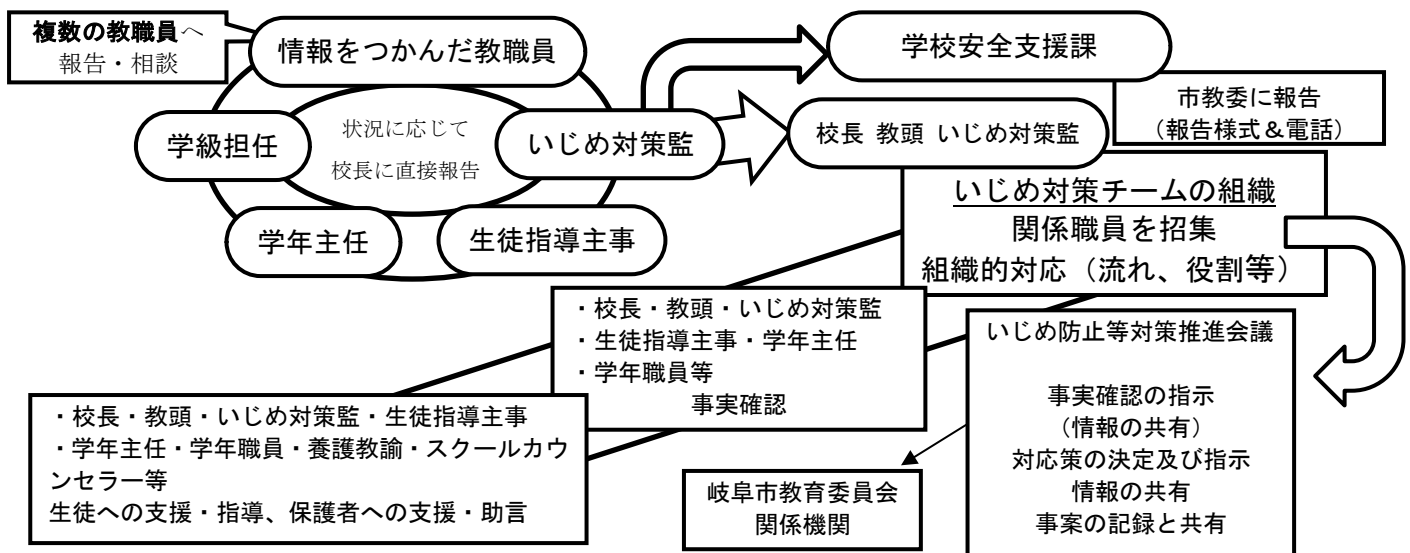
- ①相談窓口の定期的な案内や、SOSの出し方教育の実施を通して、生徒に傍観者にならないための指導を行う。
- ②人権学習「いじめを許さない学級」を通して、いじめと向き合い乗り越えようとする力の育成を行う。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ①学級担任や教科担任、養護教諭を始めとする全教職員が、生徒のささいな変化を見逃さず、気付いたことは教職員で共有する。(生徒の行動観察、生活の記録の記載内容)
- ②いじめを受けていると思われる事案については、いじめ防止等対策推進会議で情報共有し、適切かつ迅速に対応する。
- ③アンケート調査(心のアンケート・いじめアンケート)を毎学期実施する。また、ここタンを活用する。
- ④家庭や地域に対して、いじめ防止に向けた取組の現状を発信して理解いただくと共に、積極的な情報提供を依頼する。
 - 学級通信・学年通信・学校だより・スマート連絡帳
 - ホームページへのアップ

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

①校内連携組織の確立



②いじめ対策監による校内の見守り(校内巡視)

(4) 教育相談の充実

- ①アンケート調査をもとに、学級担任が教育相談を行う。
 - ・教育相談週間の設定
- ②学級担任や学年主任等が、日頃の行動観察から必要と思われる生徒に、随時教育相談を行う。
- ③生徒及び保護者に対して、スクールカウンセラー・スクール相談員・ほほえみ相談員との積極的な相談活動をはたらきかける。
- ④不登校対策委員会を毎月行い、不登校および不登校傾向にある生徒を把握し、原因や支援について協議する。必要であれば、ケース検討会議を行う。協議した内容は全職員が共有する。

(5) 教職員の研修の充実

- ①ロールプレイングや実践的な研修を通して学校基本方針を理解する。
- ②具体的事例をもとにした事例研修や定期的な事案交流から教職員のスキルアップを図る。
- ③学校基本方針やフロー図を通じた組織的な対応を徹底する(学校組織で判断、情報共有)。

(6) 保護者・地域との連携

- ①生徒の様子について、家庭訪問、個人懇談、学級懇談、電話、学級通信等を通して、学級担任と保護者が情報を共有すると共に、保護者の思いを受けとめて、協力して生徒への支援・指導（被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届け）にあたるよう努める。
- ②学級担任と同様に、学年主任、いじめ対策監、生徒指導主事等の教職員も、保護者との協力関係を築くよう努める。

(7) 関係機関との連携

- ①いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、岐阜北警察署と連携して対処する。
- ②生徒の生命、身体または財産に重要な損害が生じるおそれがあるときは、保護者の理解を得た上で、直ちに岐阜北警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③いじめを受けた生徒及びその保護者への支援ならびにいじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言には、必要に応じて中央子ども相談センター、子ども・若者支援センター、子どもサポート総合センター、スクールロイヤー等と連携して行う。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。 「法」第22条

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、以下の委員により構成される「いじめ防止等対策推進会議」を設置する。この組織が重大事態の調査も行い、その場合には、必ず学校職員以外の委員を含むものとする。

学校職員：校長、第一教頭、第二教頭、いじめ対策監、（主任いじめ対策監）生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭
学校職員以外：PTA会長、学校運営協議会委員（青少年育成市民会議会長）、民生委員・児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー、スクール相談員
「条例」10条により

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- ①学校基本方針の策定、実施及び検証
- ②いじめに係る相談体制の整備
- ③いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- ④いじめの認知
- ⑤被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- ⑥当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者および地域住民を対象とする啓発活動
- ⑦前号に掲げるもののほか、当該市立校長が必要と認める事項

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

【岐北中学校いじめ防止プログラム】

月	取組内容
4月	・いじめを見逃さない日 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（学校いじめ防止基本方針の決定） ・職員研修会の実施（学校いじめ防止基本方針の共通理解、前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） ・入学式や始業式での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・学校だより、ホームページによる「学校いじめ防止基本方針」の発信 ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・希望懇談の実施

5月	・いじめを見逃さない日 ・教育相談委員会の実施 ・心のアンケートならびに教育相談の実施 ・1年生の総合的な学習の時間における「いじめ」についての学習の実施 ・2年生の総合的な学習の時間における「ネット上でのいじめ」についての学習の実施
6月	・第1回「いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） ・いじめを見逃さない日 ・教育相談委員会の実施 ・学校運営協議会で「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・いじめ（情報提供を含む）生徒アンケートの実施 ・いじめ保護者アンケートの実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（アンケートならびに教育相談の結果の確認と今後の取組の確認） ・「いじめ防止強化週間」の実施（6/24～7/3）
7月	・いじめについて考える日（7/3） ・教育相談委員会の実施 ・1年生対象の「ネット等犯罪被害防止教室」の実施 ・1学期のいじめ調査（岐阜県） ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（1学期いじめ調査結果の確認と1学期の取組の評価ならびに2学期の取組の確認） ・三者懇談の実施 ・スクールカウンセラーによる、SOSの出し方教育
8月	・職員研修会の実施（人権教育を基盤とした学級経営の在り方等） ・岐阜市生徒会サミット ・オンライン登校日 ・職員会（1学期いじめ調査結果の確認と1学期の取組の評価ならびに2学期の取組の確認）
9月	・いじめを見逃さない日 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（アンケートならびに教育相談の結果の確認と今後の取組の確認）
10月	・心のアンケートならびに教育相談の実施
11月	・いじめを見逃さない日 ・いじめ（情報提供含む）生徒アンケートの実施 ・いじめ保護者アンケートの実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（アンケートならびに教育相談の結果の確認と今後の取組の確認）
12月	・いじめを見逃さない日 ・教育相談委員会の実施 ・三者懇談の実施 ・「ひびきあいの日」の実施 ・2学期のいじめ調査（岐阜県） ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 （2学期いじめ調査結果の確認と2学期の取組の評価ならびに3学期の取組の確認）
1月	・いじめを見逃さない日
2月	・いじめを見逃さない日 ・教育相談委員会の実施 ・心のアンケートならびに教育相談の実施 ・いじめ（情報提供含む）生徒アンケートの実施 ・いじめ保護者アンケートの実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（アンケートならびに教育相談の結果の確認と今後の取組の確認）

3 月	・いじめを見逃さない日 ・第 2 回「いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） ・学校運営協議会で、今年度のいじめ事案と取組の報告 ・3 学期のいじめ調査（岐阜県） ・職員会（いじめ調査結果の確認と年間の取組の評価ならびに来年度の取組の確認） ・主任会の実施（今年度の実態と対応等の引継）
-----	---

6 いじめ問題発生への対応

（１）いじめ問題発生・発見時の初期対応

【組織対応】

「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携のもと、支援や謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。（背景に迫る！）
- ・いじめを受けた生徒に対しては、3 カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、心のケアまで十分配慮した継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・同様に、いじめた側の生徒に対しても、保護者と連携し生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

【別紙フロー図参照】

（２）「重大事態」と判断されたときの対応（法第 28 条・条例第 20 条に基づいて明示）

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

- 岐阜市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに岐阜北警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価において次の３点を加味し、適正に学校の取組みを評価する。

- ①いじめの早期発見の取組に関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること
- ③いじめの未然防止の取組に関すること

8 個人情報の取り扱い

(1) 個人調査（アンケート等について）

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を５年（卒業後）とする。

（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和３年４月１日参照）

（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和６年８月改定参照）

(2) 指導記録について

- ・１事案１ファイルを原則として、事件の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

(3) 校種間、学年間での確実な引き継ぎ

- ・指導記録を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引き継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。